

改正

平成29年7月18日規則第36号

令和元年9月30日規則第15号

令和2年1月31日規則第1号

吹田市個人番号の利用等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市個人番号の利用等に関する条例（平成27年吹田市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）及び条例の例による。

(個人番号を利用することができる事務)

第3条 条例第3条第1項の規定により個人番号を利用することができる事務は、市長にあっては別表第1の事務の欄に、教育委員会にあっては別表第2の事務の欄に掲げるものとする。

(利用することができる特定個人情報)

第4条 条例第3条第2項の規定により利用することができる特定個人情報は、市長にあっては別表第1の事務の欄に掲げる事務に応じてそれぞれ同表の特定個人情報の欄に、教育委員会にあっては別表第2の事務の欄に掲げる事務に応じてそれぞれ同表の特定個人情報の欄に掲げる情報を内容とするものとする。

2 市長及び教育委員会は、特定個人情報を利用するに当たり、現に保有する特定個人情報に代えて、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から新たに特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該新たに提供を受ける特定個人情報を利用するものとする。

(生活保護関係情報に含まれる情報等)

第5条 条例第4条第1項の規則で定める情報は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて日本の国籍を有しない者に対して行われる保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報とする。

2 条例第4条第2項の規則で定める事務は、生活保護法の規定に準じて日本の国籍を有しない者

に対して行われる保護の決定及び実施並びに徴収金の徴収に関する事務とする。

附則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附則（平成29年7月18日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和元年9月30日規則第15号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附則（令和2年1月31日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

	事務	特定個人情報
1	児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）その他の法令による給付の支給に関する情報及び児童福祉法第19条の7に規定する他の法令の規定による給付の支給に関する情報
2	児童福祉法の規定による療育の給付の支給に関する事務	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報
3	児童福祉法の規定による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、児童手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令の規定による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報及び障害者自立支援給付関係情報
4	児童福祉法の規定による助産施設におけ	地方税関係情報、児童扶養手当関係情報及び住

	る助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務	民票関係情報
5	予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務	地方税関係情報及び住民票関係情報
6	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付に関する事務	住民票関係情報
7	身体障害者福祉法の規定による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	生活保護関係情報、地方税関係情報及び住民票関係情報
8	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務	住民票関係情報
9	生活保護法の規定による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（同法の規定に準じて日本の国籍を有しない者に対して行われるこれらの事務を含む。）	医療保険給付関係情報、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による児童及び生徒の就学の援助に関する情報（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定による医療に要する費用についての援助に関する情報を含む。）、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、住民票関係情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報

		報並びに障害者自立支援給付関係情報
10	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第76条の4において準用する介護保険法（平成9年法律第123号）第136条第1項（同法第140条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報、住民票関係情報、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による保険料の徴収に関する情報、同法第110条において準用する介護保険法第136条第1項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報、介護保険給付等関係情報及び同法第136条第1項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報
11	国民健康保険法の規定による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務	生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報及び同法第136条第1項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報
12	国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基	生活保護関係情報、地方税関係情報及び住民票関係情報

	金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務	
13	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	生活保護関係情報、地方税関係情報及び住民票関係情報
14	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給に関する事務	障害者関係情報、地方税関係情報、特別児童扶養手当関係情報、住民票関係情報及び児童手当関係情報
15	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による償還未済額の免除若しくは資金の貸付け又は配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの若しくは寡婦についての便宜の供与に関する事務	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、地方税関係情報及び住民票関係情報
16	母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による給付金の支給に関する事務	地方税関係情報、児童扶養手当関係情報及び住民票関係情報
17	特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当の支給に関する事務	地方税関係情報及び住民票関係情報
18	特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務	地方税関係情報及び住民票関係情報
19	母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の	地方税関係情報及び住民票関係情報

	交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務	
20	児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定による児童手当又は特例給付の支給に関する事務	地方税関係情報、児童扶養手当関係情報及び住民票関係情報
21	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務	生活保護関係情報、地方税関係情報及び住民票関係情報
22	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務	医療保険給付関係情報、学校教育法の規定による児童及び生徒の就学の援助に関する情報（学校保健安全法の規定による医療に要する費用についての援助に関する情報を含む。）、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、住民票関係情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報並びに障害者自立支援給付関係情報
23	介護保険法の規定による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報及び住民票関係情報
24	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による費用の負担又は療養費	地方税関係情報、住民票関係情報及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による給付

	の支給に関する事務	の支給に関する情報
25	健康増進法（平成14年法律第103号）の規定による健康増進事業（これに類する健康の増進に資する事業を含む。）の実施に関する事務	地方税関係情報及び住民票関係情報
26	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）の規定による特別障害給付金の支給に関する事務	地方税関係情報及び住民票関係情報
27	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、国民年金法その他の法令の規定による給付の支給に関する情報、住民票関係情報及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令の規定により行われる給付の支給に関する情報
28	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	児童福祉法の規定による障害児通所支援に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、住民票関係情報、児童手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報及び障害者自立支援給付関係情報
29	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）の規定による年金生活者支援給付金の支給に関する事務	地方税関係情報及び住民票関係情報
30	吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和51年吹田市条例第31号）の規定による医療費の助成に関する事務	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報及び住民票関係情報

31	吹田市子どもの医療費の助成に関する条例（平成4年吹田市条例第27号）の規定による医療費の助成に関する事務	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報及び吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成に関する情報
----	--	---

別表第2（第3条、第4条関係）

事務	特定個人情報
学校教育法の規定による児童及び生徒の就学の援助に関する事務（学校保健安全法の規定による医療に要する費用の援助に関する事務を含む。）	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報